

重要事項に関する お知らせ

契約概要/注意喚起情報

当書面は、契約概要/注意喚起情報およびご契約のお申し込みに際してご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 終身保険
- 高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)
- 介護保障付終身保険(低解約返戻金型)
- 養老保険
- 平準定期保険
- 医療保険 基本タイプ[医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)A型]
- 医療保険 3大生活習慣病無制限タイプ[医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)(3大生活習慣病入院特則付)A型]
- 医療保険 初期加算タイプ[医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)B型]
- 医療保険 3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ[医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)(3大生活習慣病入院特則付)B型]
- 終身がん保険

● Myページご利用の案内

ご契約成立後、お申し込み時に登録されたメールアドレスへMyページをご利用いただくための案内をお送りいたします。

登録手続きを行っていただくと、ご契約内容の照会、各種お手続き依頼や重要情報のお知らせメールサービス、オンライン医療サポート[LIFE Well]など便利な機能をお使いいただけます。



<https://www.gibraltar-life.co.jp/st/mypage/>



Gibraltar

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉



重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)の内容

本資料は以下の内容が記載されています。

契約概要

「商品ごとのページ」と「特約のページ」に分かれています。

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

「共通のページ」に記載されています。

ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。

❗ あわせて「ご契約のしおり・約款」や申込書等をご確認ください。

重要事項に関するお知らせに記載されている、お支払事由および制限事項の詳細やご契約に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しています。お申し込みの商品の普通保険約款および特約条項(特約付加の場合)が契約内容となります。お客様の申込内容については、申込書等でご確認ください。

■ 重要なお知らせ (33)

ご契約前にご確認いただきたい事項を記載しています。

■ 販売担当者の情報端末による電子申込手続きに関するご案内 (34)

販売担当者の情報端末による電子申込手続き方法や申込内容確認方法等について記載しています。

■ ご契約の成立までにお客様にお渡ししている重要な書類・資料の一覧 (35)

保険商品のご提案から保険証券のお届けまでに、お客様にお渡しする重要な書類や資料の一覧を記載しています。

■ 取引時確認について (36)

取引時確認に関するお客様へのお願い、ご留意いただきたいことを記載しています。

■ FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について (37)

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)の確認手続について記載しています。

■ 生命保険料口座振替について (38)

生命保険料口座振替約定事項を記載しています。

■ 個人情報の取扱いについて (39)

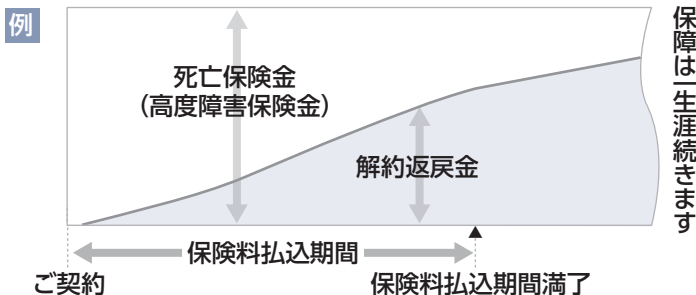
ジブラルタ生命が取得・利用する個人情報の取扱いについて記載しています。

●商品ごとの該当ページ

商品名 販売名称[正式名称]	ご利用目的	契約概要		注意喚起情報
		商品ごと	特約	
終身保険	一生涯の死亡保障とキャッシュバリュ ーの確保を希望される方に。	③		
高度障害療養加算型家族収入保険 (保険料払込中無解約返戻金型)	毎月決まった年金で、万一の場合の ご家族の生活保障を希望される方に。	④～⑤		
介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)	一生涯の死亡保障や介護保障を希望 される方に。低解約返戻金型のため 保険料が割安です。	⑥～⑧		
養老保険	一定期間の死亡保障と資金準備を 希望される方に。(事業保険)	⑨		
平準定期保険	必要な期間、万一の場合の保障を 希望される方に。	⑩～⑪		
医療保険 基本タイプ [医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻 金型)A型]	医療全般の保障を希望される方に。	⑫～⑬	⑫～⑬	⑫～⑬
医療保険 3大生活習慣病無制限タイプ [医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻 金型)(3大生活習慣病入院特則付)A型]	医療全般の保障を希望される方に。 3大生活習慣病による長期入院にも 備えられる保険です。	⑭～⑮	⑭～⑮	⑭～⑮
医療保険 初期加算タイプ [医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻 金型)B型]	医療全般の保障を希望される方に。 入院初期の固定費用をカバーできる 保険です。	⑯～⑰	⑯～⑰	⑯～⑰
医療保険 3大生活習慣病無制限・ 初期加算タイプ [医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻 金型)(3大生活習慣病入院特則付)B型]	医療全般の保障を希望される方に。 入院初期の固定費用をカバーし、3 大生活習慣病による長期入院にも備 えられる保険です。	⑱～⑲	⑱～⑲	⑱～⑲
終身がん保険	がんに対する一生涯の保障を希望さ れる方に。(事業保険)	⑳～㉑		

※資料内は販売名称で記載いたします。

1 商品の仕組みと特徴



- この商品は、万一の保障を一生にわたり確保できる生命保険です。

*ご契約内容によって保険料払込期間が終身となります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられたとき

※高度障害保険金の受取人は被保険者となります。契約者および死亡保険金の受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、高度障害保険金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません)

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**⑩**保険金等をお支払いできない場合(⑩)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

●解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

●解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

「注意喚起情報」の「**⑨**解約と解約返戻金(⑨)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

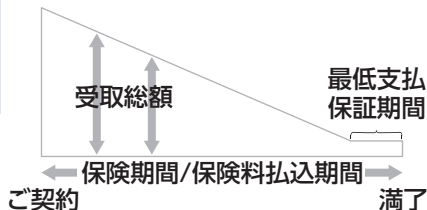
- 高度障害療養加算型家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)
- 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約
- 災害死亡給付特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニース特約
- 介護保障移行特約^{※2}
- 介護前払特約^{※1}
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約^{※2}
- 保険証券等の電子化に関する特約

※1 終身払は付加できません。 ※2 ご契約時には付加できません。

1 商品の仕組みと特徴

- この商品は、死亡または所定の高度障害状態になられた場合に家族年金または高度障害年金を保険期間満了日まで毎月お支払いするしくみの生命保険です。家族年金または高度障害年金の受取総額は、死亡または所定の高度障害状態になられた月によって異なり、保険期間の経過とともに逓減します。

家族年金または高度障害年金の受取総額の推移イメージ

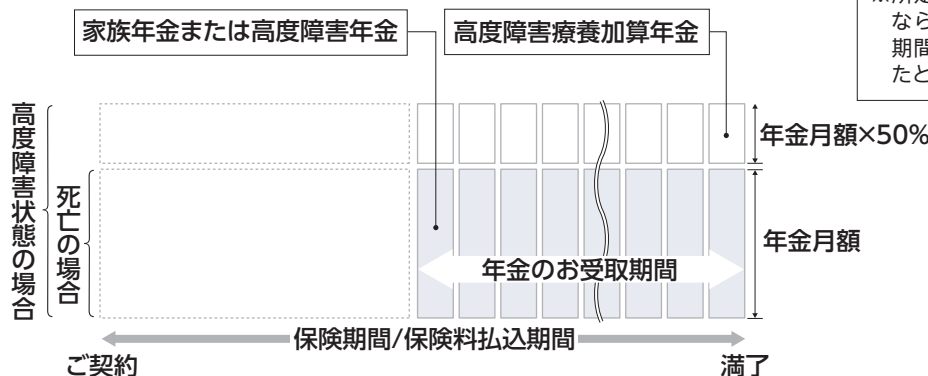


「最低支払保証期間」について

保険期間満了直前に死亡または所定の高度障害状態になられた場合、その日から保険期間満了までの期間が、最低支払保証期間に満たないときは最低支払保証期間分の家族年金または高度障害年金をお支払いします。なお、最低支払保証期間は、契約年齢・保険期間の組み合わせにより、2年・5年・7年のいずれかから指定していただきます。

- 保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態になられ、毎年の生存判定日に生存されているときには、高度障害年金に加えて高度障害療養加算年金(高度障害年金の年金月額に加算割合(50%)を乗じた金額)を毎月お支払いします。

例 保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になられた場合※



※所定の高度障害状態になられた日以後、保険期間満了まで生存されたと仮定しています。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
家族年金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
高度障害療養加算年金	被保険者が高度障害年金のお支払事由に該当された日以後の、生存判定日*に生存されているとき

※高度障害年金の受取人は被保険者となります。契約者および家族年金の受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、高度障害年金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

※家族年金・高度障害年金(高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払いしません。また、満期保険金はありません。

*「生存判定日」とは、高度障害療養加算年金をお支払いするために、ジブラルタ生命が被保険者の生存を判定する日で、以下のいずれかの日とします。

- ①高度障害状態になられた日
- ②高度障害状態になられた日の年単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします)の直後に到来する月単位の契約応当日の前日

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**④**保険金等をお支払いできない場合**(④)**」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

この保険の主契約には解約返戻金はありません。

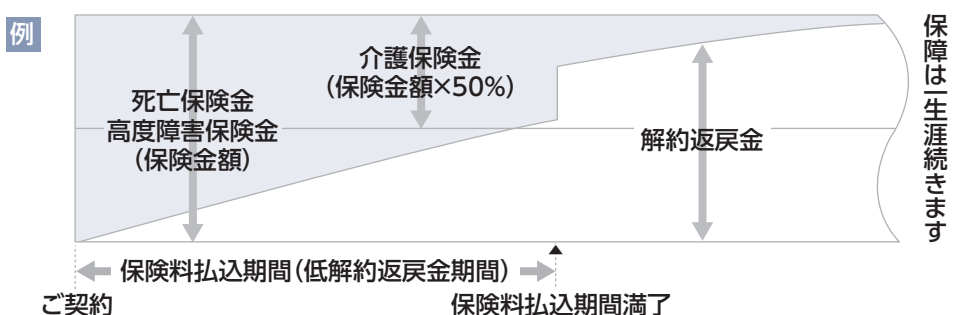
付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 特定疾病収入特約
- 介護収入特約
- 災害死亡給付特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

1 商品の仕組みと特徴



- この商品は、万一の保障を一生にわたり確保できる生命保険です。
- 公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定された場合、介護保険金をお支払いします。また、被保険者が満65歳未満でジブラルタ生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続している場合でも、介護保険金をお支払いします。
- 死亡保険金・高度障害保険金は保険金額と同額、介護保険金は保険金額の50%となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の70%に相当する金額となります。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。なお、低解約返戻金割合は変更できません。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金 (保険金額)	被保険者が死亡されたとき
高度障害保険金 (保険金額)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、所定の高度障害状態になられたとき
介護保険金 (保険金額×50%)	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、以下のいずれかに該当されたとき ①被保険者がお支払事由が該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態 ^(*1) に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき ②公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^(*2) に該当していると認定されたとき

※高度障害保険金および介護保険金の受取人は被保険者となります。契約者および死亡保険金の受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、高度障害保険金および介護保険金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

※お支払事由に該当し、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。(死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は重複してお支払いしません)

※お支払事由に該当し、介護保険金をお支払いした場合、介護保険金と同額の保険金額が減額され、以後、死亡保険金・高度障害保険金の保障が継続します。介護保険金をお支払いした場合、以後の保険料の払込は免除となります。

※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

(*1)・(*2)
ジブラルタ生命所定の要介護状態^(*1)・公的介護保険制度の要介護2以上の状態^(*2)については、⑧をご確認ください。

●高額割引制度について
ご契約(主契約)の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
- 介護保険金をお支払いした場合、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**回**保険金等をお支払いできない場合(30)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 - 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - 保険料払込期間中の解約については、低解約返戻金期間中のため、解約返戻金の水準※は低くなります。
※保険料払込期間中の解約返戻金は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の70%となります。
- 「注意喚起情報」の「**回**解約と解約返戻金(31)」をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)
- 介護保険金割増年金支払特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約※
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

〈*1 ジブラルタ生命所定の要介護状態〉

お支払いの対象となるジブラルタ生命所定の要介護状態とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当されたとき(状態)をいいます。

(1)下表の①または②のいずれかが「**全部介助**または**一部介助**の状態」に該当され、かつ、下表の③から⑥のうち「1項目が**全部介助**で1項目が**全部介助**または**一部介助**の状態」または「3項目が**全部介助**または**一部介助**の状態」に該当され他人の介護を要する状態

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩 行	立った状態から5m以上歩行できるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない ・必ず車椅子を使用している ・寝たきり状態	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない ・誰かに支えられなければ歩行できない
②寝 返 り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか	・何かにつかまっても1人で寝返りができない	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない
③入 浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する ・洗身をすべて介助者が行っている	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならぬ ・体の一部の洗身を介助者が行っている
④排 せ つ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている	・排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している
⑤食物の摂取	眼前に用意された食べ物を食べるができるかどうか	・介助がなければ1人ではまったくできない	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)
⑥衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか	・介助がなければ1人ではまったくできない	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難

(2)器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害(時間・場所・人物のいずれかの認識ができない状態)があり、かつ、他人の介護を要する状態

〈*2 公的介護保険制度の要介護2以上の状態〉

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定めるつぎのいずれかの状態をいいます。

要介護2	要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護3	要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護4	要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態
要介護5	要介護認定等基準時間が110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)またはこれに相当すると認められる状態

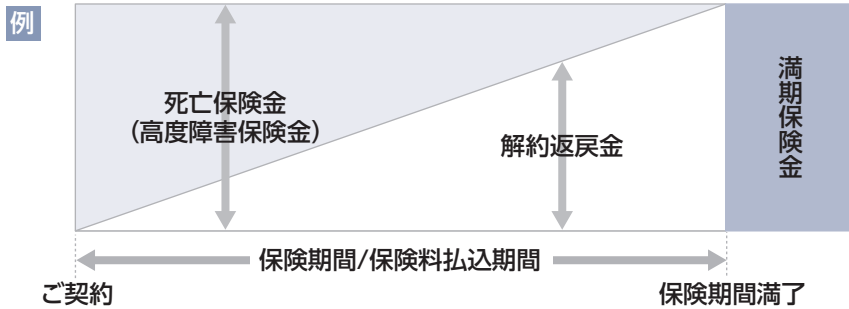
契約概要

【事業保険専用】

主契約

養老保険

1 商品の仕組みと特徴



- この商品は、保険期間中は万一の保障を確保し、また保険期間満了時には満期保険金をお受け取りいただける生命保険です。
- 満期保険金は死亡保険金額と同額となります。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき
満期保険金	被保険者が保険期間満了の時に生存されていたとき

※高度障害保険金の受取人は被保険者となります。契約者および死亡保険金の受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、高度障害保険金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

※お支払事由に該当し、保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

(死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は重複してお支払いしません)

※ご契約年齢・保険期間・性別等によっては、死亡保険金または満期保険金の額は、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回ることがあります。

●高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**⑩**保険金等をお支払いできない場合(⑩)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

●解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短時間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

●解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

「注意喚起情報」の「**⑨**解約と解約返戻金(⑨)」をご確認ください。

付加できる主な特約

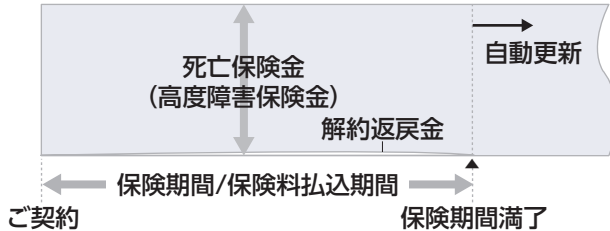
詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- リビング・ニーズ特約
- 介護保障移行特約*
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

1 商品の仕組みと特徴

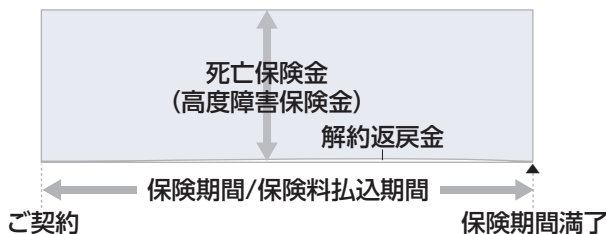
例 ▶ 保険期間が年満期(5年・10年満期等)の場合



自動更新について

年満期のご契約については、保険期間満了の2週間前までに継続しない旨のお申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、ジブラルタ生命の定める範囲内で、保険契約は自動的に更新され続けます。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合には、80歳までの保険期間での更新となります。更新後の保険料は、更新日における保険料率および被保険者の年齢によって計算されます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。
 ※更新後の保険料については「設計書」でご確認ください。

▶ 保険期間が歳満期(100歳満期等)の場合



● この商品は万一の保障を一定期間確保できる生命保険です。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき

※高度障害保険金の受取人は被保険者となります。契約者および死亡保険金の受取人が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、高度障害保険金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

※お支払事由に該当し、保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

(死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。また、満期保険金はありません)

● 高額割引制度について

ご契約(主契約)の保険金額が1,500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料のご負担が軽くなります。

3 保険料の払込免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**⑩** 保険金等をお支払いできない場合 (30)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当保険のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・保険期間・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。
- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
「注意喚起情報」の「[9](#)解約と解約返戻金(3)をご確認ください。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】([22](#)～[28](#))をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 災害死亡給付特約
- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約*
- 保険証券等の電子化に関する特約

※ご契約時には付加できません。

契約概要

主契約

医療保険 基本タイプ

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)A型

終身保険

高層障害補償加算付終身医療保険
保険料払込中無解約返戻金型

介護保障付終身医療
(低解約返戻金型)

養老保険

平準定期保険

医療保険 基本タイプ

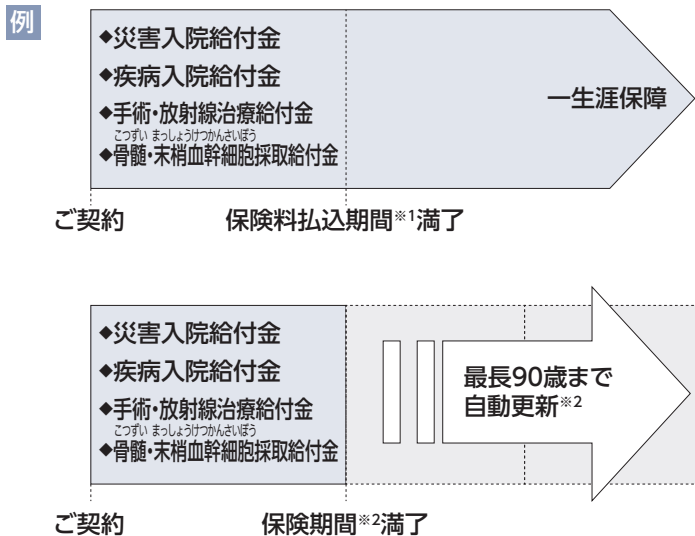
医療保険 3大生活習慣病
無制限タイプ

医療保険 初期加算タイプ

医療保険 3大生活習慣病
無制限・初期加算タイプ

終身がん保険

1 商品の仕組みと特徴



※1. 主契約の保険料払込期間を終身とすることもできます。

※2. 年満期のご契約については、保険期間満了日の2週間前までに契約者から保険契約を継続しない旨のお申し出がない限り、ジブラルタ生命所定の範囲内で、保険期間満了日の翌日(更新日)に自動的に更新され続けます。ただし、保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には、90歳までの取り扱いになります。

*更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢および保険料率に基づき新たに定めます。したがって、通常更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。更新後の保険料については、「設計書」でご確認ください。
*保険期間が歳満期のご契約の場合は、更新されません。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生涯保障する終身型または一定期間を保障する定期型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払いします。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いします。ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払いします。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
災害入院給付金 ※3.4.5	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
疾病入院給付金 ※3.4.6.7	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
手術・放射線治療給付金 ※8.9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額×20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額×5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額×10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払いしません。

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額×20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※3. 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払いする期間に対しては、疾病入院給付金はお支払いしません。
- ※4. 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払いします。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- ※5. 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- ※6. 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※7. 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※8. 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- ※9. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ※10. 給付金の受取人は被保険者となります。契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、給付金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

●高額割引制度について

この保険は高額割引制度の対象ではありません。

3 保険料の払込免除について

つぎの場合には、ジブラルタ生命は以後の保険料のお払い込みを免除します。

- ①被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき
- ②被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

【注意喚起情報】の「**④**保険金等をお支払いできない場合(④)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当商品のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

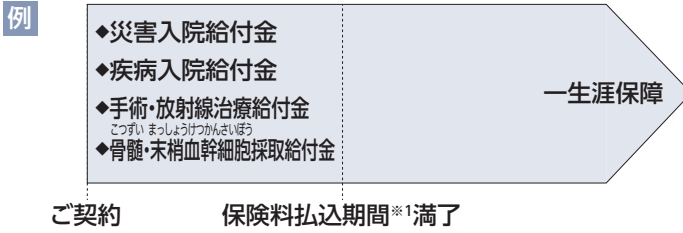
この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払いします。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 特定損傷特約
- 先進医療特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品の仕組みと特徴



※1.主契約の保険料払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払いします。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いします。ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- 3大生活習慣病(悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院・通算とも支払限度を無制限とします。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払いします。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度						
災害入院給付金 ※2.3.4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。						
疾病入院給付金 ※2.3.5.6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。 *3大生活習慣病(悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院限度・通算限度ともに無制限になります。						
手術・放射線治療給付金 ※7.8	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	<table border="1"> <tr> <td>2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合</td> <td>基本入院給付金日額×20</td> </tr> <tr> <td>上記以外で手術を受けた場合</td> <td>基本入院給付金日額×5</td> </tr> <tr> <td>放射線治療を受けた場合</td> <td>基本入院給付金日額×10</td> </tr> </table>	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合	基本入院給付金日額×20	上記以外で手術を受けた場合	基本入院給付金日額×5	放射線治療を受けた場合	基本入院給付金日額×10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払いしません。
2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合	基本入院給付金日額×20								
上記以外で手術を受けた場合	基本入院給付金日額×5								
放射線治療を受けた場合	基本入院給付金日額×10								

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額×20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2. 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払いする期間に対しては、疾病入院給付金はお支払いしません。
- ※3. 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払いします。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- ※4. 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- ※5. 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6. 同一の疾病によって2日以上継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7. 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- ※8. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ※9. 給付金の受取人は被保険者となります。契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、給付金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

●高額割引制度について

この保険は高額割引制度の対象ではありません。

3 保険料の払込免除について

つぎの場合には、ジブラルタ生命は以後の保険料のお払い込みを免除します。

- ①被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき
- ②被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**⑩**保険金等をお支払いできない場合(30)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当商品のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

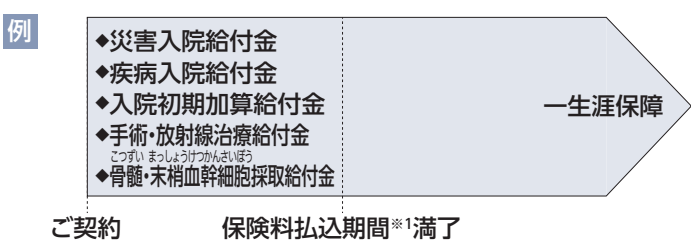
この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払いします。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 特定損傷特約
- 先進医療特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品の仕組みと特徴



※1.主契約の保険料の払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払いします。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いします。ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- 入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払いします。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払いします。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
災害入院給付金 ※2.3.4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
疾病入院給付金 ※2.3.5.6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
入院初期加算給付金 ※7	被保険者が保険期間中に災害入院給付金を支払われる入院または疾病入院給付金を支払われる入院をしたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	●災害入院給付金を支払われる入院1入院30日、通算して540日を限度としてお支払いします。 ●疾病入院給付金を支払われる入院1入院30日、通算して540日を限度としてお支払いします。
手術・放射線治療給付金 ※8.9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額×20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額×5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額×10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金を支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払いしません。

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額×20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2. 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払いする期間に対しては、疾病入院給付金はお支払いしません。
- ※3. 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払いします。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- ※4. 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- ※5. 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6. 同一の疾病によって2日以上以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7. 主契約が「医療保険 初期加算タイプ」・「医療保険 3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ」の場合支払われる給付金です。
- ※8. 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- ※9. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ※10. 給付金の受取人は被保険者となります。契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、給付金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

●高額割引制度について

この保険は高額割引制度の対象ではありません。

3 保険料の払込免除について

つぎの場合には、ジブラルタ生命は以後の保険料のお払い込みを免除します。

- ①被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき
- ②被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**⑩**保険金等をお支払いできない場合(30)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当商品のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払いします。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 特定損傷特約
- 先進医療特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

契約概要

主契約

医療保険 3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ

医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)
(3大生活習慣病入院特則付)B型

終身保険

高層障害療養加算型特約付終身保険
保険料払込中無解約返戻金型

介護保険付終身保険
(低解約返戻金型)

養老保険

平準定期保険

医療保険 基本タイプ

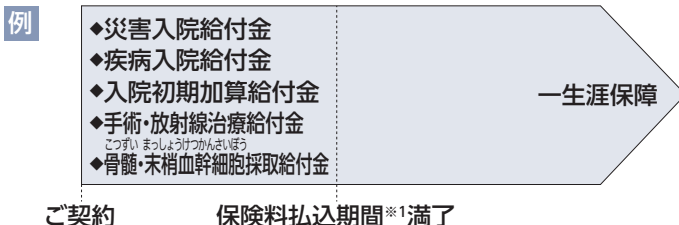
医療保険 3大生活習慣病
無制限タイプ

医療保険 初期加算タイプ

医療保険 3大生活習慣病
無制限・初期加算タイプ

終身がん保険

1 商品の仕組みと特徴



※1.主契約の保険料の払込期間を終身とするタイプもあります。

- この商品は、ケガや病気による入院、手術または放射線治療を一生保障する終身型の医療保険です。
- 入院10日目までは、一律で10日分の入院給付金をお支払いします。
1泊2日以上継続して入院をした場合には、1日目から災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いします。ただし、2日以上10日以下の入院をした場合には、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- 3大生活習慣病(悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院・通算とも支払限度を無制限とします。
- 入院の初期においては、災害入院給付金または疾病入院給付金に加え、入院初期加算給付金をお支払いします。
- 公的医療保険の対象となる約1,000種類の手術や放射線治療を受けた場合、入院の有無にかかわらず、手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 骨髄・末梢血ドナーとして、骨髄幹細胞採取手術や末梢血幹細胞採取手術を受けた場合、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金をお支払いします。

2 主な保障内容

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
災害入院給付金 ※2.3.4	被保険者が責任開始期以後に生じた所定の不慮の事故による傷害で事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。
疾病入院給付金 ※2.3.5.6	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病で2日以上継続して入院されたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	1入院60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします。 ※3大生活習慣病(悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患)による入院は、1入院限度・通算限度ともに無制限になります。
入院初期加算給付金 ※7	被保険者が保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院または疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき	・基本入院給付金日額×入院日数 ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍をお支払いします。	●災害入院給付金が支払われる入院1入院30日、通算して540日を限度としてお支払いします。 ●疾病入院給付金が支払われる入院1入院30日、通算して540日を限度としてお支払いします。
手術・放射線治療給付金 ※8.9	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病で公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき	2日以上の継続した入院中に手術を受けた場合 基本入院給付金日額×20 上記以外で手術を受けた場合 基本入院給付金日額×5 放射線治療を受けた場合 基本入院給付金日額×10	支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術・放射線治療給付金をお支払いしません。

給付名称	お支払事由	お支払額	支払限度
骨髄・末梢血幹細胞採取給付金	被保険者が責任開始期からその日を含めて1年を経過した日以後に骨髄幹細胞採取手術または末梢血幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額×20	骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回のみとします。また、骨髄・末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金のお支払対象にはなりません。

- ※2. 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じたときでも、災害入院給付金をお支払いする期間に対しては、疾病入院給付金はお支払いしません。
- ※3. 災害入院給付金・疾病入院給付金は、2日以上継続して入院した場合、入院開始日からその日を含めて1日目からお支払いします。ただし、入院日数が2日以上10日以下の場合、入院日数に関係なく、一律で基本入院給付金日額の10倍(10日分)をお支払いします。
- ※4. 同一の不慮の事故によって180日以内に開始した入院で、2日以上以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして災害入院給付金をお支払いします。
- ※5. 疾病入院給付金の対象となる入院には、異常分娩による入院、不慮の事故の日から180日を経過した後に開始した入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
- ※6. 同一の疾病によって2日以上以上の継続入院を2回以上されたときは、1回の入院とみなして疾病入院給付金をお支払いします。ただし、最終の入院の退院日(入院日数が2日以上10日以下の場合、入院開始の日からその日を含めて10日目の日)の翌日から180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ※7. 主契約が「医療保険 初期加算タイプ」・「医療保険 3大生活習慣病無制限・初期加算タイプ」の場合支払われる給付金です。
- ※8. 同一の日に2以上の手術を受けた場合は、手術・放射線治療給付金の支払額の最も多いいずれか1つの手術についてのみ手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- ※9. 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、つぎの「ア～コ」の手術は手術・放射線治療給付金の支払対象となりません。
ア. 創傷処理、イ. 皮膚切開術、ウ. デブリードマン、エ. 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、オ. 抜歯手術、カ. 分娩時における会陰(陰門)切開および縫合術ならびに分娩時における会陰(膣壁)裂創縫合術、キ. 外耳道異物除去術、ク. 鼻内異物摘出術、ケ. 涙点の閉鎖術、コ. 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- ※10. 給付金の受取人は被保険者となります。契約者が法人の場合には、被保険者の同意を得て被保険者のかわりに、給付金の受取人を契約者に指定または変更することができます。

●高額割引制度について

この保険は高額割引制度の対象ではありません。

3 保険料の払込免除について

つぎの場合には、ジブラルタ生命は以後の保険料のお払い込みを免除します。

- ①被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき
- ②被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**⑩**保険金等をお支払いできない場合(⑩)」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当商品のため、付加される特約を含めて配当金はありません。

6 解約返戻金

この保険は保険料払込期間中の解約返戻金がありませんが、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の解約についてのみ、基本入院給付金日額の10倍を解約返戻金としてお支払いします。

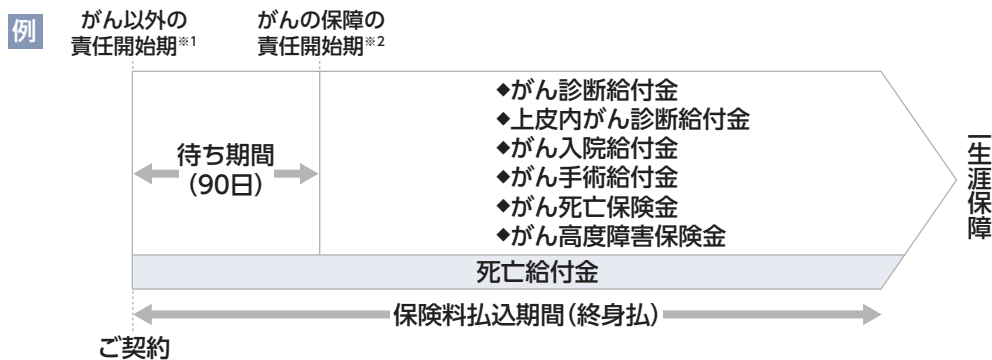
付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 5大生活習慣病特約(14)
- 女性疾病入院特約(14)
- がん診断一時金特約(14)
- 特定損傷特約
- 先進医療特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

1 商品の仕組みと特徴

- この商品は、がんと診断確定されたとき、がんで入院されたとき、がんで手術を受けられたとき、がんで死亡・高度障害状態になられたときの保障を一生保障する生命保険です。
- がんと診断確定されたとき(上皮内がんと診断確定されたときを除きます)は、がん診断給付金をお支払いします。また、上皮内がんと診断確定されたときは、上皮内がん診断給付金をお支払いします。
- がんで入院されたときのお支払いの入院日数に限度はありません。また、がんで手術を受けられたときのお支払いの回数についても限度はありません(手術の種類によっては60日の間に1回のお支払いが限度となる手術があります)。
- がんで死亡されたときは、がん死亡保険金をお支払いします。また、がんでジブラルタ生命所定の高度障害状態になられたときは、がん高度障害保険金をお支払いします。



※1. 死亡給付金については、責任開始日から保障します。

※2. がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日(待ち期間)目の日の翌日から保障します。

2 主な保障内容

終身がん保険は、下記の給付金・保険金により構成されています。

給付名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
がん診断給付金 ^(注1)	被保険者が、がんの保障の責任開始期 ^(注2) 以後にがん(上皮内がんを除きます)と診断確定 ^(注3) されたとき	がん入院給付金日額 × 200	1回
上皮内がん診断給付金	被保険者が、がんの保障の責任開始期 ^(注2) 以後に上皮内がんと診断確定 ^(注3) されたとき	がん入院給付金日額 × 100	1回
がん入院給付金	被保険者が、がんの保障の責任開始期 ^(注2) 以後に診断確定 ^(注3) されたがんで入院されたとき	がん入院給付金日額 × 入院日数	支払日数に限度はありません。
がん手術給付金	被保険者が、がんの保障の責任開始期 ^(注2) 以後に診断確定 ^(注3) されたがんで手術を受けられたとき ※同時に2種類以上の手術を受けられたときは、1種類の手術についてのみお支払いします。	がん入院給付金日額 × 20	支払回数の限度はありません。 ただし、手術の種類によっては60日の間に1回のお支払いが限度となる手術があります。
がん死亡保険金	被保険者が、がんの保障の責任開始期 ^(注2) 以後に診断確定 ^(注3) されたがんで保険期間中に死亡されたとき	がん入院給付金日額 × 1,000	— (注4)
がん高度障害保険金	被保険者が、がんの保障の責任開始期 ^(注2) 以後に診断確定 ^(注3) されたがんで高度障害状態に該当されたとき	がん入院給付金日額 × 1,000	
死亡給付金	被保険者が、保険期間中にがん以外の事由で死亡されたとき	責任準備金相当額	

(注1)がんの進行度を示す指標^(※)においてステージ0(0期)の病気分類となっている病変は、がん診断給付金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、がん診断給付金のお支払対象ではありません。

(※)国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

(注2)がんの保障(がん診断給付金・上皮内がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金・がん死亡保険金・がん高度障害保険金)については、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日から保障します。

(注3)がんの診断確定は、病理組織学的所見(剖検、生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより、法的に医師または歯科医師の資格を持つ者により客観的になされた診断確定であることが必要となります。

(注4)がん死亡保険金、がん高度障害保険金、死亡給付金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

がん死亡保険金、がん高度障害保険金、死亡給付金は重複してお支払いしません。

※がん診断給付金支払におけるがん診断給付金の給付倍率は、がん入院給付金日額の200倍を指定したものとします。また、がん死亡保険金支払におけるがん死亡保険金の給付倍率は、がん入院給付金日額の1,000倍を指定したものとします。

※がん診断給付金・上皮内がん診断給付金・がん入院給付金・がん手術給付金・がん高度障害保険金の受取人は被保険者となります。ただし、契約者およびがん死亡保険金受取人が法人である場合には、被保険者の同意を得て、受取人は契約者となります。

※被保険者が、ご契約される前も含めてがんの保障の責任開始期前までにがんと診断確定されていた場合には、契約者・被保険者がその事実を知っているかどうかにかかわらず、ご契約は無効になります。

※がん死亡保険金・がん高度障害保険金のお支払事由に該当した場合、お支払事由に該当した日における責任準備金の額がそれぞれの保険金額をこえるときは、お支払事由に該当した日における責任準備金相当額をがん死亡保険金・がん高度障害保険金としてお支払いします。

●この保険における「**がん**」*とは、「終身がん保険普通保険約款」の「附則1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。また、「**上皮内がん**」*とは「終身がん保険普通保険約款」の「附則1 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」中に定める上皮内新生物のことをいいます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●**対象となる手術***については、「終身がん保険普通保険約款」の「附則3 対象となる手術」を参照ください。

*詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

3 保険料の払込免除について

つぎの場合には、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- ・被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病したがん以外の疾病を直接の原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態になられたとき。
- ・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険料払込期間中にその事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。

4 給付金・保険金をお支払いできない場合

「注意喚起情報」の「**④**保険金等をお支払いできない場合⁽⁴⁰⁾」をご確認ください。

5 配当金

この保険は無配当商品のため、配当金はありません。

6 解約返戻金

生命保険は預貯金とは異なり、保険料の一部は保険契約の締結・維持および保険金等のお支払いに必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。したがって、多くの場合、解約返戻金は払い込まれた保険料の合計額よりも少なくなります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金の額は全くないか、あってもごくわずかなる場合があります。

付加できる主な特約

詳細は契約概要【特約】(22～28)をご確認ください。

- 疾病障害による保険料払込免除特約
- 指定代理請求特約
- 保険証券等の電子化に関する特約

契約概要

【特約】

付加できる特約は、お申し込み商品によって異なります。

※付加できる特約の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

付加可能な特約一覧表

主契約 \ 特約	疾病障害による保険料払込免除特約	指定代理請求特約	リビングニーズ特約	災害死亡給付特約	介護前払特約	高度障害療養加算型家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約	特定疾病収入特約	介護収入特約	介護保険金割増年金支払特約※5	介護保障移行特約※6	保険金等の支払方法の選択に関する特約※6	5大生活習慣病特約(14)	女性疾病入院特約(14)	がん診断一時金特約(14)	特定損傷特約	先進医療特約	保険証券等の電子化に関する特約※8
終身保険	●	●	●	●※1	●※3	●	●				●	●						●
高度障害療養加算型 家族収入保険 (保険料払込中無解約返戻金型)	●	●	●	●				●	●			●						●
介護保障付終身保険 (低解約返戻金型)	●	●	●		●※4					●		●						●
養老保険	●	●	●								●	●						●
平準定期保険	●	●	●	●※2								●						●
医療保険 基本タイプ	●	●											●※7	●※7	●※7	●※7	●	●
医療保険 3大生活習慣病無制限タイプ	●	●											●	●	●	●	●	●
医療保険 初期加算タイプ	●	●											●	●	●	●	●	●
医療保険 3大生活習慣病無制限・ 初期加算タイプ	●	●											●	●	●	●	●	●
終身がん保険	●	●																●

※1 特約の保険期間を年満期とした場合は、特約更新特約条項に基づき、特約の保険期間(10年または15年)毎に更新し最終到達年齢(終身払の場合は80歳)まで継続するものとします。但し、最終到達年齢は主契約の保険料払込期間の満了日の翌日の年齢か、80歳のいずれか若い年齢とします。

※2 契約者が法人・個人事業主の場合、付加することはできません。

※3 終身払は付加できません。

※4 介護前払特約(介護保険金支払後給付型)となります。

※5 法人・個人事業主契約を除き、ご契約時に自動的に付加されます。

※6 ご契約時に付加することはできません。

※7 保険期間が年満期の「医療保険 基本タイプ」に付加する場合、主契約の規定に基づき、主契約と同時に特約も自動的に更新され最終到達年齢90歳(特定損傷特約は60歳)まで継続するものとします。

※8 販売担当者の情報端末による電子申込手続きの場合のみ付加できます。契約者が法人の場合、付加することはできません。

特約名称	概要
疾病障害による 保険料払込免除特約	<p>疾病により所定の身体障害の状態に該当された場合に保険料払込が免除されます。以後の保険料をお払い込みいただかなくても保障が継続いたします。</p> <p>※この特約の保険料は、主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約の保険料の額に変更があった場合、ジブラルタ生命の定める方法により、変更されます。</p> <p>※この特約には解約返戻金はありません。</p>
指定代理請求特約	<p>受取人である被保険者が以下に定めるいずれかの事情があるとき、被保険者(受取人)に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等ができます。</p> <p>①保険金等の請求を行う意思表示が困難であるとジブラルタ生命が認めた場合 ②ジブラルタ生命が認める傷病名の告知を受けていない場合 ③その他、①または②に準じる状態であるとジブラルタ生命が認めた場合</p> <p>請求できる保険金等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等 ●主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料払込免除 <p>※保険金等の受取人(保険料の払込免除の場合は、保険契約者)が法人である場合は、この特約を付加することはできません。</p>
リビング・ニーズ特約	<p>余命6カ月以内と判断される場合、死亡保険金の一部または全部(高度障害療養加算型家族収入特約(保険料払込中無解約返戻金型)が付加されている場合は、請求日からその日を含めて6カ月の期間の満了日における将来の特約家族年金の現価の一部または全部)をお支払いします。この特約による保険金の最高支払限度は、死亡保険金額(および特約家族年金の現価)の範囲内かつ他のご契約と通算して、一被保険者につき3,000万円とします。ただし、保険金請求者が法人(個人事業主は除きます)となるご契約の場合、この特約による保険金の最高支払限度は保険契約の死亡保険金額(および特約家族年金の現価)と同額になります。リビング・ニーズ特約による保険金額からリビング・ニーズ特約による保険金額に対する6カ月分の利息と6カ月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※高度障害療養加算型家族収入保険(特約)(保険料払込中無解約返戻金型)、平準定期保険については、保険期間満了前1年間はこの特約による請求はできません。</p> <p>※この特約により死亡保険金(将来の家族年金の現価)等の一部をお支払いした場合には、ジブラルタ生命の定めるところにより、以後死亡保険金額等が減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。</p> <p>※余命6カ月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6カ月以内であることを意味します。</p> <p>※保険金等の受取人が法人の場合には、この特約による保険金の受取人は法人とします。</p>
災害死亡給付特約	<p>被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故(不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態になられた場合が対象となります)または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になられた場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。</p> <p>※災害死亡保険金・災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。</p>
介護前払特約	<p>つぎの条件を満たすときに、主契約の死亡保険金の一部を介護年金として前払いします。</p> <p>①主契約の保険料払込期間が満了していること ②被保険者年齢が満65歳以上であること ③被保険者が公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、「要介護4または要介護5」に認定されていること</p> <p>介護年金額は10万円より指定できます。ご請求は、前払対象保険金額が被保険者通算で3,000万円となる介護年金額まで、かつ主契約の残余保険金額が10万円までとなります。</p> <p>※介護前払特約(介護保険金支払後給付型)の場合、上記条件①②③に加えて、主契約の介護保険金をお支払いした後であることが条件となります。</p> <p>※この特約により介護年金をお支払いした場合には、ジブラルタ生命の定めるところにより、死亡保険金額等が減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもお支払いしません。</p> <p>※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。</p>
高度障害療養加算型 家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が死亡されたとき、特約家族年金を特約保険期間満了まで毎月お支払いします。 ●被保険者がこの特約の責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき、特約高度障害年金を特約保険期間満了まで毎月お支払いします。 ●被保険者が特約高度障害年金のお支払事由に該当された日以後の、生存判定日*に生存されているとき、特約高度障害療養加算年金を毎月お支払いします。 ●特約高度障害療養加算年金の加算割合は50%を指定したものとします。

特約名称	概要																						
高度障害療養加算型 家族収入特約 (保険料払込中無解約返戻金型)	<p>*「生存判定日」とは、特約高度障害療養加算年金をお支払いするためにジブラルタ生命が被保険者の生存を判定する日で、以下のいずれかの日とします。</p> <p>①高度障害状態になられた日 ②高度障害状態になられた日の年単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします)の直後に到来する月単位の契約応当日の前日</p> <p>※特約家族年金・特約高度障害年金(特約高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払いしません。 ※この特約には解約返戻金はありません。</p>																						
低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約	<p>万一の保障に加え、所定の特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)になられた場合の保障を確保できます。</p> <p>●特約特定疾病保険金のお支払対象となる疾病</p> <table border="1"> <tr> <td>悪性新生物(がん)</td> <td>「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞</td> <td>虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は対象外です)</td> </tr> <tr> <td>脳卒中</td> <td>脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞</td> </tr> </table> <p>●保険金のお支払事由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お支払対象となる疾病</th> <th>保険金のお支払事由</th> <th>保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪性新生物(がん)</td> <td>被保険者が、悪性新生物責任開始期(注1)以後、初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(注2)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)</td> <td rowspan="3">特約特定疾病 保険金</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 </td> </tr> <tr> <td>脳卒中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">被保険者が死亡されたとき</td> <td>特約死亡保険金</td> </tr> <tr> <td colspan="2">この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき</td> <td>特約高度障害 保険金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)悪性新生物責任開始期…この特約の責任開始期の属する日(責任開始日)からその日を含めて90日目の日の翌日(復活または復旧の取り扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一)。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に復活・復旧された場合、がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日から保障します。</p> <p>(注2)がんの進行度を示す指標^(※)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。</p> <p>※がんの進行度を示す指標：国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。</p> <p>●悪性新生物責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)による特約特定疾病保険金は保険期間を通じてお支払いしません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。</p> <p>●特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、この特約は消滅し、以降の保障はなくなります。</p>	悪性新生物(がん)	「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です	急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は対象外です)	脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞	お支払対象となる疾病	保険金のお支払事由	保険金	悪性新生物(がん)	被保険者が、悪性新生物責任開始期(注1)以後、初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(注2)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)	特約特定疾病 保険金	急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 	脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 	被保険者が死亡されたとき		特約死亡保険金	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき		特約高度障害 保険金
悪性新生物(がん)	「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です																						
急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は対象外です)																						
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞																						
お支払対象となる疾病	保険金のお支払事由	保険金																					
悪性新生物(がん)	被保険者が、悪性新生物責任開始期(注1)以後、初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(注2)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)	特約特定疾病 保険金																					
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 																						
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 																						
被保険者が死亡されたとき		特約死亡保険金																					
この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態になられたとき		特約高度障害 保険金																					

特約名称	概要																
特定疾病収入特約	<p>所定の特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)になられた場合、2年間にわたり、特約特定疾病年金をお支払いします。</p> <p>●特約特定疾病年金のお支払対象となる疾病</p> <table border="1" data-bbox="467 253 1453 367"> <tr> <td>悪性新生物(がん)</td> <td>「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞</td> <td>虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は対象外です)</td> </tr> <tr> <td>脳卒中</td> <td>脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞</td> </tr> </table> <p>●年金のお支払事由</p> <table border="1" data-bbox="467 405 1453 1323"> <thead> <tr> <th>お支払対象となる疾病</th> <th>年金のお支払事由</th> <th>年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪性新生物(がん)</td> <td>被保険者が、悪性新生物責任開始期(注1)以後、この特約の保険期間中に初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(注2)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)</td> <td rowspan="3">特約特定疾病年金</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 </td> </tr> <tr> <td>脳卒中</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)悪性新生物責任開始期…この特約の責任開始期の属する日(責任開始日)からその日を含めて90日目の日の翌日(復活または復旧の取り扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一)。ただし、責任開始日からその日を含めて90日以内に復活・復旧された場合、がんの保障については、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日から保障します。</p> <p>(注2)がんの進行度を示す指標^(※)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。</p> <p>※がんの進行度を示す指標:国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。</p> <p>●悪性新生物責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、悪性新生物(がん)による特約特定疾病年金は保険期間を通じてお支払いしません。この場合、診断確定の日からその日を含めて6カ月以内に契約者からお申し出があったときは、この特約の締結を無効とし、すでにお払い込みいただいた特約の保険料を契約者に払い戻します。お申し出がなかったときは、この特約は急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。</p> <p>●お支払事由に複数該当された場合でも、特約特定疾病年金は重複してお支払いしません。</p> <p>※この特約には解約返戻金はありません。</p>	悪性新生物(がん)	「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です	急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は対象外です)	脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞	お支払対象となる疾病	年金のお支払事由	年金	悪性新生物(がん)	被保険者が、悪性新生物責任開始期(注1)以後、この特約の保険期間中に初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(注2)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)	特約特定疾病年金	急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 	脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
	悪性新生物(がん)	「上皮内新生物」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です															
急性心筋梗塞	虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は対象外です)																
脳卒中	脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞																
お支払対象となる疾病	年金のお支払事由	年金															
悪性新生物(がん)	被保険者が、悪性新生物責任開始期(注1)以後、この特約の保険期間中に初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)によって診断確定されたとき(注2)(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります)	特約特定疾病年金															
急性心筋梗塞	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 																
脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> ・その疾病の治療を直接の目的とする手術 ・病院または診療所における手術 ・公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 																
介護収入特約	<p>被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に以下のいずれかに該当されたとき</p> <p>①被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満で、ジブラルタ生命所定の要介護状態^(※1)に該当し、その状態に該当された日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき</p> <p>②公的介護保険制度の要介護2以上の状態^(※2)に該当していると認定されたとき</p> <p>※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。</p> <p>●年金支払期間は2年を指定したものとします。</p> <p>(※1)・(※2)</p> <p>ジブラルタ生命所定の要介護状態^(※1)・公的介護保険制度の要介護2以上の状態^(※2)については、⑧をご確認ください。</p> <p>※この特約には解約返戻金はありません。</p>																

特約名称	概要
<p>介護保険金割増 年金支払特約</p>	<p>主契約の介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われることとなった場合、主契約の介護保険金の全部または一部を、通常の年金よりも割増された介護年金(保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金)でお支払いします。</p> <p>【保証金額付介護終身年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上である場合、年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり介護年金をお支払いします。 ●年金開始日以後、死亡一時金保証期間*中に被保険者が亡くなられた場合、年金基金に充当した額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額(死亡一時金)をお支払いします。 <p>*死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から、支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金基金に充当した額を超えることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。</p> <p>【保証期間付介護終身年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上かつジブラルタ生命所定の年齢以下である場合、年金開始日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり介護年金をお支払いします。 ●年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が亡くなられた場合には保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額(死亡一時金)をお支払いします。 <p>※「年金基金」とは将来受け取る年金の元手となる資金のことです。 ※保証期間付介護終身年金は、この特約の被保険者が年金開始日以後、一定期間内に亡くなられた場合、お受け取りいただく介護年金等の総額が年金基金の額を下回ることがあります。 ※割増部分は、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。 ※介護年金額は、年金開始日における基礎率等(予定利率・予定死亡率等)に基づいて算出されるものです。 ※介護年金額がジブラルタ生命所定の最低金額に満たないときは、この特約によるお取り扱いをしません。 ※介護年金額がジブラルタ生命所定の上限金額を超えるときは、これを超える年金額に対応する介護保険金の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に介護保険金の受取人に一時金でお支払いします。 ※ご契約時の年金種類は保証金額付介護終身年金となります。</p>
<p>介護保障移行特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保障移行特約を、主契約の契約日からその日を含めて5年経過後(保険料払込期間が5年間より短い場合には、保険料払込期間経過後)に付加することにより、主契約の全部または一部について、死亡保険金、高度障害保険金または満期保険金のお支払いにかえて、被保険者が寝たきり状態・認知症等の要介護状態*になられたときにその介護状態が継続している限り一生涯にわたり介護年金をお支払いします。 ●介護年金等の基準となる基本介護年金額は、主契約の解約返戻金をもとにして計算しますので、新たな保険料のお払い込みは要しません。また、ジブラルタ生命の定める範囲内であれば一時金を払い込むことにより基本介護年金額を増額することもできます。 ●介護保障移行特約には健康祝金のあるI型と健康祝金のないII型があります。I型をご選択いただいた場合、健康祝金は、被保険者のご契約後の年齢が70歳に達する契約応当日およびその後5年ごとの契約応当日に生存している限り一生涯にわたってお受け取りになれます。ただし、介護年金との重複のお支払いはしません。 ●介護年金・介護給付金は要介護状態*に応じて第1級と第2級の2段階があります。 ●介護保障移行特約を付加するには、主契約の被保険者について、医師による診査を受けるか、告知をしてください。 ●つぎの場合には介護保障に移行することはできません。 <ol style="list-style-type: none"> ①ご契約が延長定期保険に変更されているとき ②主契約に特別条件付保険特約が適用されているとき ただし、保険金削減支払法のみが適用されていて、保険金削減期間を経過した場合は移行することができます。 ③この特約の締結日における被保険者のご契約後の年齢が40歳未満または80歳以上のとき ●介護保障に移行した部分については減額をすることはできません。 ●医師による診査または告知の内容によっては、介護保障に移行できない場合もあります。 <p>*要介護状態については、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。</p>
<p>保険金等の 支払方法の選択に 関する特約</p>	<p>保険金等や解約返戻金の全部または一部を、一時金でのお支払いにかえて年金でお支払い、または据え置きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> ①確定年金(年金支払期間指定型) ②確定年金(年金額指定型) ③保証期間付終身年金 ④保証期間付夫婦連生終身年金 <p>※年金受取人が法人の場合、保証期間付終身年金および保証期間付夫婦連生終身年金のお取り扱いはしません(確定年金はお取り扱いいたします)。 ※将来お受け取りになる年金額および据置利息は、年金基金設定時または据置開始時の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算されます。 ※保険金等を年金支払によりお受け取りになる場合、契約者または受取人からのお申し出によりこの特約を付加することができます。解約返戻金を年金支払によりお受け取りになる場合、契約者からのお申し出によりこの特約を付加することができます。</p>

特約名称	概要								
5大生活習慣病特約(14)	<p>●5大生活習慣病入院給付金 5大生活習慣病(悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)*の治療を目的として、2日以上継続して入院されたとき、入院開始日からその日を含めて1日目から「5大生活習慣病入院給付金日額×入院日数」をお支払いします。(1入院につき60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします) *対象となる5大生活習慣病の詳細は、「5大生活習慣病特約(14)条項附則」をご確認ください。</p> <p>●5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 5大生活習慣病(悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)の治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表に、手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療を受けられたとき、下表のとおりお支払いします。(お支払回数の限度はありません。ただし、放射線治療を複数回受けた場合、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、5大生活習慣病手術・放射線治療給付金をお支払いしません)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お支払事由</th> <th>お支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合</td> <td>5大生活習慣病入院給付金日額×20</td> </tr> <tr> <td>上記以外で手術を受けた場合</td> <td>5大生活習慣病入院給付金日額×5</td> </tr> <tr> <td>放射線治療を受けた場合</td> <td>5大生活習慣病入院給付金日額×10</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ジブラルタ生命は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。 ※この特約には解約返戻金はありません。</p>	お支払事由	お支払額	入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×20	上記以外で手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×5	放射線治療を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×10
お支払事由	お支払額								
入院日数が2日以上継続した入院中に手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×20								
上記以外で手術を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×5								
放射線治療を受けた場合	5大生活習慣病入院給付金日額×10								
女性疾病入院特約(14)	<p>●女性疾病入院給付金 所定の女性特定疾病の治療を目的として、2日以上継続して入院されたとき、入院開始日からその日を含めて1日目から「女性疾病入院給付金日額×入院日数」をお支払いします。 (1入院につき60日、通算して1,095日を限度としてお支払いします) ※この特約には解約返戻金はありません。</p>								
がん診断一時金特約(14)	<p>●がん診断一時金 つぎのいずれかに該当されたとき、2年に1回を限度として診断一時金額をお支払いします。 (お支払回数に制限はありません) ・初回:初めてがん(上皮内がんを除く)と診断確定されたとき。 ・2回目以降:がん(上皮内がんを除く)の治療を目的として2日以上継続して入院されたとき。</p> <p>●上皮内がん診断一時金 初めて上皮内がんと診断確定されたとき、保険期間を通じて1回を給付限度として、診断一時金額の10%をお支払いします。 ※この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日目(日の翌日)とします。 ※この特約における「がん」とは、「がん診断一時金特約(14)条項 附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。また、「上皮内がん」とは、同附則中に定める上皮内新生物のことをいいます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 ※がんの進行度を示す指標*においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。 *がんの進行度を示す指標:国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。 ※この特約には解約返戻金はありません。</p>								
特定損傷特約	<p>●特定損傷給付金 不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)について、その事故の日から180日以内に治療を受けられたときお支払いします。お支払は同一の不慮の事故につき1回、通算して10回を限度とし、この限度に達した場合、この特約は消滅します。 ※筋、靭帯の損傷・断裂は、お支払いの対象になりません。</p>								
先進医療特約	<p>●先進医療給付金 不慮の事故による傷害または疾病を直接の原因として、先進医療による療養を受けられたとき、先進医療の技術にかかわる費用のうち被保険者が負担すべき金額をお支払いします。通算支払限度は、支払われた先進医療給付金の支払額を通算して2,000万円とし、この限度に達した場合、この特約は消滅します。 この特約は主契約の保険期間にかかわらず自動更新され、主契約の保険料払込期間満了と90歳のいずれか短い期間まで継続するものとします。 ・同一被保険者でこの特約の重複加入、およびこの特約と(高度)先進医療を保障する特約の重複加入はできません。</p>								

特約名称	概要
先進医療特約	<ul style="list-style-type: none"> ・「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に定められる先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた病院・診療所で行われるものに限ります。 ・療養を受けた日現在、先進医療に該当しない場合は、お支払いの対象になりません。 ・先進医療にかかわる療養に要した費用のうち、公的医療保険適用対象部分は、自己負担分を含めこの特約の支払対象となりません。 ・ジブラルタ生命は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約のお支払事由を変更する場合があります。 <p>※この特約には解約返戻金はありません。</p>
保険証券等の電子化に関する特約	<p>保険証券もしくは証書の発行にかえて、Myページ*に電子証券(「生命保険証券(契約成立証明書)」)等をPDFファイルにて提供します。</p> <p>「生命保険証券(契約成立証明書)」に表示する内容は、保険証券記載事項とみなされます。</p> <p>*Myページのご登録時にはメールアドレスの登録が必要です。(契約者が法人の場合、お申し込み時に未成年の場合、成年後見制度を利用されている場合はMyページのご登録はできません)</p> <p>*Myページについては表紙の「Myページご利用の案内」をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加するためには、「ご家族登録制度」へのお申し込み、および指定代理請求特約の付加が必要です。 ●つぎの事由に該当する場合はこの特約を付加できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡保険金等の受取人を4人以上指定される場合 ・契約者が法人の場合 ・契約者が未成年の場合 ・契約者が成年後見制度を利用されている場合 <p>※その他、ジブラルタ生命の定めるお取り扱いの範囲外となる場合、この特約を付加できないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この特約はご契約成立後の中途付加はできません。また、この特約を解約することはできません。 ●契約者が変更された場合、この特約は消滅します。

注意喚起情報

■すべての商品に共通

※詳細は、ご契約のしおり・約款をご確認ください。

1 お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)

お申込者または契約者(以下「お申込者等」といいます)は、①申込日・②当書面の説明完了日*のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

※「お申し込みに際してのご確認事項」のご確認日となります。

お申し込みの撤回等ができない場合

- ジブラルタ生命指定の医師の診査を受けられた場合
- 債務履行のための保険契約の場合
- 更新・更改の場合
- 既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

お申し出方法

- ホームページの専用申出画面(<https://www.gib-life.co.jp/st/keiyaku/process/cooling-off/>)に必要事項を入力し、ジブラルタ生命所定のメールアドレスに送信
- 書面をジブラルタ生命の最寄りの営業所に直接持参
- 書面を下記の送付先に郵送(はがき・手紙)(10日以内の消印まで有効)
書面によるお申し込みの撤回の際には右記事項を記載ください。

記載事項

- お申し込みの撤回等をする旨
- お申込者等の氏名
- 住所
- 電話番号
- 第1回保険料相当額

送付先

〒108-8228
東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
ジブラルタ生命保険株式会社 新契約サービスチーム
クーリング・オフ担当 宛



ご注意

・お申し込みの撤回等があった場合には、すでにお払い込みいただいた金額をお返します。この場合、利息はおつけないいたします。

2 現在ご契約中の保険契約を解約・減額して、新たな保険契約をお申し込みされる場合

契約者にとって次のような不利益となることがあります。

- 払い戻される金額は、多くの場合、お払込保険料(減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料)の合計額よりも少なく、ときには全くありません。また、有配当契約については配当を受け取る権利を失います。
- 被保険者の健康状態等により、新たな保険契約のお引き受けをお断りする場合があります。
- 告知義務違反によるご契約の解除、自殺免責期間、詐欺による取り消し、不法取得目的による無効等の規定は、新たな保険契約の責任開始日を起算日として適用されます。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合、予定利率が下がることがあります。

3 告知義務

健康状態等についてありのままを告知ください(告知義務)。正しく告知をされなかった場合は、保険金をお支払いできない等のデメリットがあります。

- ジブラルタ生命が「告知書または告知画面」にて健康状態・職業等に関しおたずねします。事実をありのまま、正確にもれなく被保険者ご自身で告知をしてください。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、ジブラルタ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
- 告知受領権は生命保険会社であるジブラルタ生命およびジブラルタ生命が指定した医師が有しています。医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。
- 傷病歴等がある方でもお引き受け可能な場合があります。
- ジブラルタ生命の社員等が、お申込内容や保険金・給付金のご請求内容等について、事実確認をさせていただくことがあります。



ご注意

- 販売の担当者(生命保険募集人)に告知受領権はありません。
- 販売の担当者(生命保険募集人)に口頭で伝えたことは、告知とはなりません。

4 保障の責任開始期

お申し込みいただいたご契約をジブラルタ生命が承諾した場合には、告知日または第1回保険料相当額のお払込日のいずれか遅い日より、ご契約の保障が開始されます。

ただし、がんに関する保障の開始は一定の不担保期間があります。また、ご契約が更新・更改契約である場合や他の保険契約への加入規定に基づいて加入した場合は、ご契約の保障がそれぞれ前契約に関する保険期間満了日の翌日に開始されます。

- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客様とジブラルタ生命の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からのお申し込みに対してジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。
- 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約・特定疾病収入特約の悪性新生物責任開始期は、上記の時からその日を含めて90日目の日の翌日となります。
- がん診断一時金特約(14)、終身がん保険におけるがん保障の責任開始期は、上記の時からその日を含めて90日目の日の翌日となります。

5 保険金等をお支払いできない場合

下記【代表事例】に該当された場合等、保険金等をお支払いできない場合があります。

【代表事例】

- 保険金等の免責事由に該当された場合
- 保険金等について、責任開始期前に生じた疾病や傷害を原因とする場合
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者等が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当するとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 詐欺によりご契約が取り消しとなった場合
- 保険金等不法取得目的によりご契約が無効となった場合
- ご契約が失効した場合

6 保険料の払込猶予期間・ご契約の失効・失効取消制度・ご契約の復活

保険料は払込期月中にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。保険料のお払い込みがないまま猶予期間を過ぎますと、ご契約の効力が失われます。

失効取消制度について

失効取消制度とは、失効取消可能期間^{*1}に失効取消にかかる延滞保険料^{*2}のお払い込みがあったときは、保険契約が失効しなかったものとして取り扱う制度です。この場合、診査や告知はありません。

※1. 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。

※2. 失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。

ご契約の復活について

ご契約が失効しても、所定の復活可能期間内^{※3}であれば、ご契約の復活を請求することができます。

- 失効している期間の保険料のお払い込みと告知^{※4}を行うことが必要です。
 - ご契約の復活をジブラルタ生命が承諾した場合には、未納保険料のお払い込みと告知または診査が完了したときのいずれか遅いときから、ご契約上の保障が開始されます。
 - 被保険者の健康状態等により、ご契約の復活ができないことがあります。
- ※3. 保険種類によって異なります。
※4. ご契約によっては診査が必要な場合もあります。

7 保険料払込期間

保険料払込期間について申込書(販売担当者の情報端末を利用した場合は、表示された申込画面)等でご確認ください。大切な保険契約の保障を継続させるために必要な保険料をお払い込みいただく期間です。必ずしも保障期間と同一とは限りませんので、ご確認ください。

8 保険料の自動振替貸付

保険料のお払い込みが困難な場合、保険種類によっては、解約返戻金の範囲内でジブラルタ生命所定の利率(複利)により保険料を自動的にお立て替えることができます。その結果、ご契約が有効に継続されます。

※あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申し出がない限り、対象保険種類について本取扱が適用されます。

9 解約と解約返戻金

解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数等によって異なります。保険の種類によっては、解約返戻金が全くないものもあります。解約返戻金がある保険の種類でも、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

- 介護保障付終身保険(低解約返戻金型)の低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の解約返戻金額と同額となります。ご契約成立後、低解約返戻金割合および低解約返戻金期間は変更できません。
- 低解約返戻金特則付特定疾病保障終身保険特約の低解約返戻金割合は70%を指定したものとします。低解約返戻金期間は保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に低解約返戻金割合(70%)を乗じた金額となります。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額となります。ご契約成立後、低解約返戻金割合および低解約返戻金期間は変更できません。
- 特定疾病収入特約、介護収入特約、5大生活習慣病特約(14)、女性疾病入院特約(14)、がん診断一時金特約(14)、疾病障害による保険料払込免除特約、先進医療特約には、解約返戻金がありません。
- 医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)、高度障害療養加算型家族収入保険(特約)(保険料払込中無解約返戻金型)には、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後は、医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)の場合で保険期間が終身のときは、解約返戻金として基本入院給付金日額の10倍の金額をお支払いします。
- ご契約または特約によっては、特別条件付保険特約の適用によりお払い込みいただく特別保険料に、対応する解約返戻金がない場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意

- ・解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ・保険金等の減額を行った場合、減額部分は解約されたものとして取り扱われます。

10 諸利率について

ご契約に関する諸利率等については、ジブラルタ生命のホームページをご覧ください。

- ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。
ジブラルタ生命のホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。

11 生命保険契約者保護機構

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ジブラルタ生命は生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破たん陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

12 生命保険と税金

※税務にかかわる説明は2023年9月現在の内容で、将来変更されることがあります。
なお、個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署等にご確認ください。

お払い込みになった保険料は、所得控除の対象となる税法上の特典(生命保険料控除)があります。
(一部、対象とならない場合があります)

- 保険料払込方法が一時払のときは、一時払保険料を支払った当該年のみ控除が適用されます。
 - 死亡保険金をお受け取りいただく際の課税につきましては、契約者・被保険者・受取人の関係によって相続税、贈与税、所得税等の適用が異なります。また、契約者と実際の保険料負担者が異なる場合、贈与税の対象となることがあります。年金お受け取り時の課税につきましては、年金受取人が契約者と同一人か別人かによって所得税、贈与税等の適用が異なります。
- ※契約者(保険料負担者)が受け取った解約返戻金は、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

13 指定紛争解決機関

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・インターネット・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(生命保険相談所のアドレス:<https://www.seiho.or.jp/contact/about/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

14 相談窓口とその連絡先について

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金・給付金等のお支払い、ご請求手続き等に関するご相談・ご質問・苦情につきましては、ジブラルタ生命のコールセンターへご連絡ください。

引 受 保険会社	ジブラルタ生命保険株式会社	〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー ホームページアドレス： https://www.gib-life.co.jp/
コール センター	通話料無料 0120-78-2269	受付時間／平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00(日・祝・12/31～1/3を除く)

保険金・給付金等のお支払いは、お客様からのご請求に応じて行う必要があります。保険金等のご請求手続き等につきましては、「お客さまサポートガイド」「保険金・給付金のご請求等のご案内」をご確認ください。また、ジブラルタ生命のホームページでもご覧いただけます。

- お支払いの可能性があらわれる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、ジブラルタ生命のコールセンターへご連絡ください。
- お支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください)指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人の方に、お支払事由および代理請求ができる旨をあらかじめお伝えください。

重要なお知らせ

ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

書類の記入方法*について

ご契約の申込書・告知書(告知欄)は、契約者・被保険者ご自身で内容をご確認のうえ、正確にご記入ください*。なお、ご契約の際にご印章をご使用の場合、そのご印章は、将来いろいろな手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

*販売担当者の情報端末による電子申込手続きを含みます。

*販売担当者の情報端末による電子申込手続き方法については、34の「販売担当者の情報端末による電子申込手続きに関するご案内」でご確認ください。

第1回保険料相当額等のお払い込み手続きについて

●第1回保険料相当額等のお払い込み人名義については下記をご参照ください。なお、契約者名と保険料負担者の名義が異なる場合、締結される生命保険契約にかかる権利・義務は契約者に属します。契約者とお払い込みされる方が相違する場合には、その旨十分ご確認いただいたうえでお手続きください。

指定口座への振り込み	●契約者本人 ●(契約者本人が振り込みできない場合) 契約者と生計を一にする配偶者および2親等以内の親族
クレジットカード決済 デビットカード決済	●契約者本人名義のカードのみ ※契約者が未成年の場合に限り、申込書に署名された親権者が名義のカードの利用が可能です。
電子マネー決済	●契約者本人による決済のみ ※契約者が未成年の場合に限り、申込書に署名された親権者による決済が可能です。

●保険料が会社の定める最低保険料に満たないときは、お取り扱いできない場合があります。

※最低保険料は保険種類によって異なります。

被保険者がお受取人となる保険金および給付金について

リビング・ニーズ特約によりお支払いする保険金、(特約)高度障害保険金、(特約)高度障害年金、(特約)高度障害療養加算年金、災害高度障害保険金、(特約)介護年金、特約特定疾病保険金、特約特定疾病年金、入院給付金、先進医療給付金、入院初期加算給付金、手術・放射線治療給付金、骨髄・末梢血幹細胞採取給付金、がん診断給付金、上皮内がん診断給付金、がん入院給付金、がん手術給付金、がん高度障害保険金、がん診断一時金、上皮内がん診断一時金等の受取人は、普通保険約款または特約条項の規定により、原則被保険者となります。

※契約者が法人の場合、約款または特約条項の規定により、これらの受取人を契約者とすることができる場合があります。

時効による請求権の消滅について

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金のお支払いまたは保険料のお払い込みの免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

お払い込みいただく保険料の額と死亡保険金等の額との関係について

保険種類、契約年齢、保険期間、性別、保険料払込方法等の組み合わせおよび契約後の経過期間との関係によっては、一定の時点において保険種類を単位として見た場合、お払い込みいただいた保険料の総額が支払われる死亡保険金、高度障害保険金等の額を上回ることがあります。

被保険者による保険契約の解約の請求について

被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の事由に基づき、被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

※被保険者からご契約の解約を請求できる場合の詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

※この制度のほか、契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができます。

税務取扱について

ジブラルタ生命作成の販売資料(パンフレット、設計書等)の税務取扱は、販売資料を作成した時点の法令・通達に基づき、将来にわたって適用された場合を仮定した一般的な税務取扱の参考として例示しています。法令等の改正により、保険期間中に保険料等の税務上の取り扱いが変更される可能性があること、また、将来にわたっての税務取扱をジブラルタ生命が保証するものではないことをご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

販売担当者の情報端末による 電子申込手続きに関するご案内

1 販売担当者の情報端末による電子申込手続きについて

- この手続きは書面に代わり、販売担当者の情報端末に直接入力・署名いただくことにより申込手続きを行うものです。
- ご署名につきましては契約者・被保険者（もしくは親権者・成年後見人等）ご自身によって行う必要があります。
- 情報端末内にお客様の情報は保存されません。また、データは暗号化して送信します。
- 申込手続き完了後、申込内容や告知内容の控えはお客様専用の申込内容確認ウェブサイト※にてご確認ください。ご契約成立後はMyページでもご確認ください。
※ログイン可能時間は、AM6:00～翌AM2:00です。
※申込日から90日が経過しますと申込内容確認ウェブサイトにはログインできなくなりますので、Myページをご利用ください。
- ご契約成立後、保険証券は書面にて郵送します。
※「保険証券等の電子化に関する特約」を付加した場合は、保険証券は郵送されず、契約者様専用のMyページに「生命保険証券（契約成立証明書）」(PDFファイル)をお届けします。

2 申込内容確認ウェブサイトへのアクセス方法

- 下記のURLまたは二次元コードから「申込内容確認ウェブサイト」にアクセスしてください。
ジブラルタ生命ホームページからもアクセス可能です。
- 申込手続きの際に、ジブラルタ生命から、ご登録いただいたE-mail宛にお送りしたアカウント情報を入力の上、ログインしてください。
- ログイン後、申込内容等の控え(PDFファイル)の「ダウンロード」ボタンをクリックの上、印刷または保存してください。

ログインページURL <https://nb-service.gib-life.co.jp/customer/login.html>

二次元コード



販売の担当者が保険料を現金または小切手で預かりすることや、個人名義の口座などジブラルタ生命以外の口座へのお振り込みをお願いすることは一切ございません。また、保険契約とは関係のない投資や出資等の勧誘をすることはありません。第1回保険料相当額をクレジットカード等を利用してお払い込みされる場合、販売の担当者(生命保険募集人)のスマートフォン等のタブレット端末を使用して、保険料の決済をすることは一切ございません。必ずお客様ご自身の端末を使用してお手続きください。

ご契約の成立までにお客様にお渡ししている 重要な書類・資料の一覧

保険商品のご提案から保険証券のお届けまで、お客様にお渡しする重要な書類や資料の一覧です。
ご確認のうえ、受け取っていないものがございましたら、お手数ですがジブラルタ生命コールセンターまでご連絡ください。

ご契約成立までの流れ	書類・資料	内容	お渡しする時期
ご意向の確認と重要事項のご説明	意向確認書*1	ご提案したご契約の内容がお客様のご意向に沿っているか確認いただく書面です。	お申し込み前に署名いただき、契約者に控えをお渡しします。*1
	重要事項に関するお知らせ (契約概要/注意喚起情報)	契約概要/注意喚起情報およびご契約のお申し込みの際にご注意いただきたい事項を記載しています。冊子版・電子版があります。	お申し込み前に契約者へお渡しします。
	お申し込みの際してのご確認事項*1	「重要事項に関するお知らせ」にてご説明した内容について、十分にご理解いただけたか確認させていただく書面です。	「重要事項に関するお知らせ」の説明を受けられた後に契約者に署名いただき、控えをお渡しします。*1
	ご契約のしおり・約款	契約者とジブラルタ生命との間でとりかわす契約の内容となる、お互いの権利義務規定をまとめています。Web版・冊子版があります。受け取られたら「生命保険契約申込書」上でチェック・署名いただきます。	「ご契約のしおり・約款(Web約款)」のご案内または冊子をお申し込み前に契約者へお渡しします。
お申し込みと告知	生命保険契約申込書*1	生命保険契約をお申し込みいただく書面です。契約者・被保険者それぞれに自署していただきます。	お申し込み時に契約者と被保険者のそれぞれ控えをお渡しします。*1
	告知書*1	被保険者ご自身が、告知書の質問に対して、正しくありのままをご記入いただきます。	告知書記入後、被保険者に控えをお渡しします。*1
保険料のお払い込み	振込金受取書 (保険料入金控え)	お振り込みの際、金融機関から「振込金受取書」が交付されます。 保険料を現金または小切手でお預かりすることや、個人名義の口座などジブラルタ生命以外の口座へのお振り込みをお願いすることは一切ございません。	「振込金受取書」を保管してください。
保険証券のお届け	保険証券*2	ご契約の保険金額や保険期間等、ご契約内容を具体的に記載したものです。ご契約をお引き受けした際には、必ず保険証券をお届けしています。お手元に届きましたら、必ず開封の上内容を確認いただき、大切に保管してください。	必要なお手続き完了後、 おおよそ2週間ほどで郵送します。
	保険料お払込開始のご案内*2	ご契約の払込経路により、お申し込み時に設定いただいた2回目以降の保険料お払込方法や前納保険料のお払い込み有無について記載しています。必ず内容を確認いただき、お間違いがないかお確かめください。	保険証券に同封します。

*1 販売担当者の情報端末による電子申込手続きの場合、申込内容等の控えは、お客様専用の申込内容確認ウェブサイトまたはMyページにてご確認ください。(紙面での交付はいたしません)

*2 「保険証券等の電子化に関する特約」を付加した場合は、保険証券および保険料お払込開始のご案内は郵送されず、契約者様専用のMyページに「生命保険証券(契約成立証明書)」(PDFファイル)をお届けします。

1 取引時確認とは

ジブラルタ生命では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づきお客様が生命保険契約の締結等をする際、すべてのご契約でお客様の本人特定事項(名前、住居、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客様の場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ロンダリング(犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」に見せかけること)に利用されることの防止を目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

2 取引時確認で確認させていただく事項

■ 契約者が個人(個人事業主を含む)の場合

本人確認書類をご提示いただき、氏名、現住所、生年月日の確認※1をさせていただきます。契約者が未成年・(成年)被後見人の場合は親権者・後見人等の方についても契約者と同様の確認をさせていただきます。

■ 契約者が法人の場合

契約者である法人と、ご対応いただく手続担当者の双方を確認させていただきます。契約者である法人については、登記事項証明書や印鑑登録証明書等をご提示いただき、名称、本店等の所在地を確認※1させていただきます。手続担当者の確認方法は「契約者が個人の場合」と同様ですが、加えて契約締結に関する任に就かれていること※2も確認させていただきます。

※1 確認に際しまして、本人確認書類の特定事項(記号・番号等および発行者)を控えさせていただきます。

※2 手続担当者宛に会社電話番号へお電話を差し上げる場合等がございます。

上記のほかにも契約者が個人の場合は職業の内容や取引を行う目的を、法人の場合は事業の内容や取引を行う目的に加え、実質的支配者の確認をさせていただく場合があります。

※実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人をいいます。

3 取引時確認手続きに関してご留意いただきたいこと

- ジブラルタ生命から送付する書類等は、原則申込時にご登録いただいた通信先住所宛に送付させていただきます。ただし、通信先住所と本人確認書類に記載の現住所が異なる場合、本人確認書類に記載の現住所宛に書留郵便を送付させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

例	
① 通信先住所	東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー
② 本人確認書類記載現住所	東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス



現住所確認のため、②の本人確認書類記載現住所宛に書留郵便を送付させていただきますことがあります。

- 犯罪収益移転防止法では、お客様が、取引時確認に係る事項を偽ることを禁止しており、お客様に本人特定事項の隠蔽の目的があつて違反した場合には、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科され、またはこれらが併科されます。
- 犯罪収益移転防止法では、金融機関等は、お客様が取引時確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けております。よって、お客様が取引時確認に応じない間、お客様は金融機関等に契約上の義務の履行を要求できません。
- 犯罪収益移転防止法に基づきジブラルタ生命が知り得たお客様の個人情報、本法令が要請する目的以外には使用することはありません。
- ご契約締結後に取引時確認にて確認させていただいた事項の内容に変更が生じた場合は、ジブラルタ生命のコールセンターまたは販売担当者までご連絡ください。

FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)について

2014年7月から、アメリカ合衆国(以下「米国」と記載)の「外国口座税務コンプライアンス法」(以下「FATCA」と記載)による確認手続きが開始されています。FATCAは、米国人による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客様が特定米国人または米国人所有の外国事業体であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社は、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、生命保険契約の取引等をする際、**お客様が特定米国人または米国人所有の外国事業体であるか等を確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行う必要があります。**

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 米国内国歳入庁への報告対象となる特定米国人、米国人所有の外国事業体(以下「報告対象者」と記載)とは

個人の契約者が該当	特定米国人	米国民 国籍を問わず、米国民権を持っている方全員が報告対象となります。
		米国居住者 米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数 ^(注) が183日以上の方をいいます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。 (注)滞在日数は次の①②③の合計日数となります。 ①当年(申込日の該当する年)の滞在日数 ②前年の日数の3分の1に相当する滞在日数 ③前々年の日数の6分の1に相当する滞在日数
事業体の契約者が該当	米国人所有の外国事業体	米国で設立された事業体^{※1}のうち、 米国人・米国財団・米国信託・米国パートナーシップ 等の事業体 ※1 米国で設立された事業体のうち、米国上場法人・米国銀行・米国REIT(不動産投資信託)等は報告の対象にはなりません。
		米国人が所有する、米国外に所在する事業体 次の①②③のすべてに該当する事業体が該当します。 ①実質的支配者 ^{※2} に特定米国人が1人以上いる米国外の事業体 ②米国以外で設立された非上場法人 ③前暦年(1~12月)の総所得のうち受動的所得(投資所得等)が50%以上を占める事業体。 または、前暦年中のいずれかの時点において保有する資産のうち受動的所得を生み出す、あるいは受動的所得を生むために保有している資産が50%以上となったことがある事業体。 ※2 実質的支配者とは、次に該当する方を指します。 ・議決権が株式の保有割合に応じて与えられる会社(株式会社等)において、25%を超える議決権を有する方 ・上記以外の法人において、代表権を有する方

2 ジブラルタ生命の保険契約をお申し込みいただく際のFATCA確認手続きについて

上記の報告対象者であるか否かを、お客様ご自身に「お申し込みの際のご確認事項」の「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)自己宣誓欄」にてご申告いただけます。

・ご申告の他、必要に応じて追加の書類や証明書類等をご提示またはご提出いただく場合があります。また、お客様が金融機関^{※3}である場合、別途ご提出いただく書類がございます。

※3 預金取扱機関、カストディ業務を行う機関、保険会社または投資事業体を含む拡大関連者グループの一員である持株会社または財務センターが金融機関に該当します。お客様が金融機関に該当する場合、「非米国納税義務者申告書」をご提出いただけます。

【お客様が報告対象者に該当される場合】

特定米国人に該当される場合は、「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告をさせていただきます。米国人所有の外国事業体に該当される場合は、お客様に「非米国納税義務者申告書」および「IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただきますとともに、米国人である実質的支配者には「納税者番号報告書兼IRSへの情報開示に関する同意書」をご提出いただき、米国内国歳入庁へ報告させていただきます。

3 ご確認に応じていただけない場合、および報告に同意いただけない場合

お客様に確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、ジブラルタ生命は生命保険契約の締結を行いません。

終身保険
 高層階層階級加算家族収入保険
 (低解約返戻金型)
 介護保障付終身保険
 (低解約返戻金型)
 養老保険
 平準定期保険
 医療保険 基本タイプ
 医療保険 3大生活習慣病
 無制限タイプ
 医療保険 初期加算タイプ
 医療保険 3大生活習慣病
 無制限・初期加算タイプ
 終身がん保険

生命保険料口座振替 について

保険料口座振替をご利用いただく場合は、つぎの約定をご確認・ご了解ください。

【ジブラルタ生命保険株式会社との生命保険料口座振替約定】

保険契約者である私(以下、「私」といいます。)は、以下の条項を了承のうえ、生命保険料を口座振替により貴社に支払います。

1. この口座振替は、貴社へ直接口座振替が行われるか、または貴社と「預金口座振替による集金代行事務委託契約」を締結している収納代行会社を通じて行われることを了承します。
なお、将来貴社の都合により私に通知することなく、収納代行会社を変更または貴社が直接口座振替を行うこととされても異議ありません。またその場合、貴社が私に代わって金融機関に対し収納代行会社の変更等必要な手続きをとることを了承します。
2. 同一の指定口座から既に契約している生命保険料を含み2件以上の契約の保険料を振替える場合は、これを貴社の定めるところにより合算して振替えても異議ありません。
3. 貴社の定めるところにより、同一指定口座から2件以上の契約の保険料を合算して振替しない場合は、その振替順序を指定できないことに同意します。
4. 払込期月の振替日において、振替が不能だった場合は下記のとおりとします。
次回の口座振替において、複数の契約における振替口座を同一口座に指定していても、合算された保険料ではなく、契約1件ごとの保険料で振替されても差しつかえありません。
月払契約については、その翌月の振替日に前月分と併せて2ヶ月分を支払います。
また、年・半年払契約、定期一括払契約については、その翌月の振替日に指定口座から同一保険料を支払います。
5. 私が住所(通信先)を変更したときは、ただちに貴社へ連絡します。連絡しなかった場合は、貴社が知った最終の住所(通信先)宛に発信された通知は、私に到達したものとみなされても差しつかえありません。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関との約定】

1. 私が支払うべき保険料について貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。
この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、同払戻請求書の提出または、小切手の振出しはしません。
2. 指定預金残高が振替日において引落請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求書を返却されても異議ありません。
3. この契約を解除するときは、私から貴行または、ジブラルタ生命に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものととして取扱っても差しつかえありません。
4. この預金口座振替について仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行には一切迷惑をかけません。
*ゆうちょ銀行をご指定の場合は「自動払込規定」が適用されます。

※ジブラルタ生命所定の端末機を利用して口座振替設定を行う場合、収納代行会社「PGビジネスサービス株式会社(PGBS)」を通じて口座振替が行われます。その場合、振替日(払込日)は毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。

個人情報の取扱いについて

この「個人情報の取扱いについて」は、ジブラルタ生命の生命保険契約への申込(以下、本申込といいます)に伴いジブラルタ生命が取得・利用する個人情報の取扱いについて記載したものです。以下の取扱内容についてご確認のうえ、「機微(センシティブ)情報の取扱い」「個人情報の第三者提供」「契約締結に至らなかった場合や契約消滅後の個人情報の保持」について同意願います。

※本申込みにおいて取得・利用する個人情報とは、申込書、告知書等診査関係書類、口座振替依頼書、その他の付属書類等の各種保険契約のお申込時のすべての書類(販売担当者の情報端末による電子申込手続きの場合を含む)や口頭等により取得する個人情報および既に取得している情報をさします。

■利用目的について

ジブラルタ生命は、生命保険業に伴って取扱う個人情報につきましては、お客様とお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、以下の目的のために取得・管理・利用いたします。なお、本籍地・医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ③ジブラルタ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

■機微(センシティブ)情報の取扱いについて

ジブラルタ生命は、個人情報のうち、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報につきましては、特に厳重な取扱いを行い、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金のお支払い、保険商品の開発、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性の確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲で、取得、利用または第三者提供をいたします。取得した機微(センシティブ)情報等の個人情報は、担当部門以外に、業務上適切な範囲で、契約者・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報等の個人情報には、既に取得しているものも含まれます。また、お申込内容の確認等をさせていただくことがありますが、被保険者様の機微(センシティブ)情報等の個人情報についてご契約者様より取得する場合があります。

■個人情報の第三者提供について

●再保険の利用

ジブラルタ生命は、各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受けした保険契約の引受リスクを適切に分散するために、再保険*を行うことがあります。この場合、ジブラルタ生命は、再保険会社(外国にある会社を含みます。以下同じ。)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報等、業務を遂行するために必要な個人情報を、再保険会社に提供することがあります。また、提供する個人情報には保険金受取人、指定代理請求人の情報が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者様よりご説明・ご了解をいただきますようお願いいたします。なお、再保険会社につきましては随時変更されます。お知りになりたい場合には、ジブラルタ生命コールセンターにお問い合わせください。

*再保険会社が、更に、再々保険を行う場合もあります。

●医療機関・その他行政機関等への個人情報の照会・提供

ジブラルタ生命は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いのために、医療機関・その他行政機関等へ、業務上必要な範囲で、既に取得していますものも含め、お申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

●団体扱・集団扱等における団体・集団への情報提供

ジブラルタ生命は、勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合には、お客様の所属する団体へ前述の利用目的達成のために、業務上必要な範囲で、お申込内容等の個人情報を提供することがあります。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

ジブラルタ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および各種共済(※)とともに、保険契約もしくは共済契約等のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を(一社)生命保険協会に登録しています。また、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、ジブラルタ生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。制度に基づく個人情報の取扱いについての詳細は、ジブラルタ生命ホームページまたは「ご契約のしおり」をご参照ください。

※契約内容登録制度・契約内容照会制度では、全国共済農業協同組合連合会をさします。

支払査定時照会制度では、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をさします。

■ご契約が締結に至らなかった場合や保険期間終了後等の取扱いについて

ジブラルタ生命は、機微(センシティブ)情報を含め、保険契約のお申し込みにおいて取得したまたは既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかったとき、または解約・保険期間満了等により保険契約が消滅した後においても、保持いたします。なお、取得した保険契約申込関連書類等についての返却は原則、行いません。ただし、ご契約が締結に至らなかった場合に限り、返却をご希望される方は、販売の担当者(生命保険募集人)にお申し出ください。

■お問い合わせについて

ジブラルタ生命の個人情報の取扱いについての詳細は、ジブラルタ生命ホームページで公表していますので、これをご参照いただくか、販売の担当者(生命保険募集人)またはジブラルタ生命コールセンターまでお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

ジブラルタ生命の
ホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

ジブラルタ生命の
コールセンター

0120-78-2269

〈通話料
無 料〉